

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 宇多 民夫

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成21年 5 月19日付け大ゆ第20125号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 21 年 3 月 23 日付け大ゆ第 20341 号により
行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 21 年 3 月 9 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3
号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「住吉スポーツセン
ター・住吉屋内プール（以下「本件施設」という。）管理業務に関連して、指定管理
者が作成または取得した次の文書。1. 再委託された業務に関する（再委託料の）領収書
2. 運転監視及び保安業務に関して、労働局・労働基準監督署から受けた是正指導書・
勧告書・命令書その他これに類する文書及び関連する文書 3. 上記労働局・労働基準
監督署から受けた是正指導・勧告・命令等に対して作成した報告書（是正報告書の写
し・控えなど）」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 不存在による非公開決定

実施機関は、本件請求に係る文書を保有していない理由を次のとおり付して、条例
第 10 条第 2 項に基づき、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行
った。

記

「本市において、上記文書をそもそも作成又は取得しておらず、また、住吉スポーツ
センター・住吉屋内プールの指定管理者においても上記文書を作成又は取得しておら
ず、実際に存在しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 21 年 3 月 30 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求の目的は、指定管理者が施設管理業務の再委託を適切に行い、再委託先の監督を怠っていないかどうかを明らかにすることにある。
- 2 再委託された業務に関する再委託料の領収書（以下「本件文書 1」という。）について
 - (1) 再委託先が業務を無償で引き受けていることは考えられず、再委託先に委託料を支払っているならば、特殊な税務処理をしている場合を除くと、本件文書 1 は存在するはずである。
 - (2) 銀行振込であっても、民法第 486 条の規定により本件文書 1 は請求できる。
 - (3) 業務委託契約は、契約締結から委託料の支払い完了まで長期にわたることが多く、金額も物品購入と比較して高額になることが多い。取引の正確性を期するためにも、金銭の受領した側は請求がなくても本件文書 1 を交付するものと思われる。
 - (4) 金銭を振り込んだことは銀行取引明細書等でも確認できるが、どのような名目の金銭であるかは銀行取引明細書等では明らかにできない。支払いの証明や確認のために、銀行取引明細書等と請求書等の証憑とをその都度照合しなければならず、事務処理が煩雑となる。事務処理上の点からも本件文書 1 は存在している可能性は高いといえる。
 - (5) 本件施設の指定管理者である株式会社ビケンテクノは、内部で事務を分担しており、実施機関が事情聴取した部署が本件文書 1 を管理していなくても、他の部署で管理している可能性が高いといえる。
- 3 労働局・労働基準監督署から受けた是正指導書・勧告書・命令書その他これに類する文書及び関連する文書並びに同是正指導等に対して作成した報告書（以下「本件文書 2」という。）について
 - (1) 実際に本件施設の管理業務に従事しているのは、指定管理者の再委託先である〇〇株式会社（以下「本件再委託先事業者」という。）ではなく、同社からさらに委託を受けている〇〇株式会社の従業員である。また、異議申立人は同社が労働局から当該施設の労働に関して是正指導を受けた旨の情報を得ている。
 - (2) 実施機関は、株式会社ビケンテクノに対して、本件再委託先事業者や〇〇株式会社について調査・照会し、是正指導書等を提出させた上で、公開すべきである。
 - (3) 一般的に是正指導があれば期間を定めて是正措置の内容を報告することになっているので、是正指導されていれば報告書等は存在するはずである。
 - (4) 本件文書 2 は、〇〇株式会社が保管している可能性が高いので、〇〇株式会社に照会する必要があると思われるが、実施機関が照会・調査等を行ったか不明である。

4 本件指定管理業務で労働法規違反があれば、再委託をした株式会社ビケンテクノや再委託を承諾した実施機関にもその管理責任はあるといえる。違法行為の有無や違法行為の状況について、株式会社ビケンテクノと実施機関には説明責任があると思われる。

5 実施機関は、本件決定を取り消し、行政の説明責任を果たすべく、あらゆる職権を発動して本件文書1及び2を取得し公開すべきであるし、審査会も本件文書1及び2の存在を確認するため、本件指定管理者及び〇〇株式会社に対して、調査権限を発動するよう上申する。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

指定管理者である株式会社ビケンテクノに対して、事情聴取を行ったところ、本件文書1については、再委託先への委託料の支払いは、銀行振込のため領収書は存在しないとのことであった。

また、本件文書2については、同社が大阪労働局からヒアリングを受けた事実は認めるものの、口頭によるものであったため文書は存在しないとのことであった。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件文書1及び2が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書1及び2の不存在を理由とした非公開決定の妥当性である。

3 本件施設にかかる運営形態について

本件施設は、平成18年4月1日からシンコースポーツ株式会社・株式会社ビケンテクノ共同企業体を指定管理者として管理運営がなされている。

同共同企業体のうち、株式会社ビケンテクノ（以下「本件指定管理者」という。）は、植栽管理業務、ガラス清掃業務、外周部清掃業務及び設備運転管理業務を本件再委託先事業者（〇〇株式会社）に業務委託しており、さらに、本件再委託先事業者は、平成21年8月まで設備運転管理業務について、〇〇株式会社に業務委託していた。

4 本件文書1の存否について

(1) 本件指定管理者が行っていた委託料の支払い方法について、実施機関に確認させたところ、委託料の支払いは毎月銀行振込により行っており、領収書は受け取っておらず、代わりに振込金額等が列挙された「支払一覧表（送信済）」（以下「本件関連文書1」という。）を証拠書類として保管し、また、管理のため、本件関連文書1の情報を取引先事業者毎に整理した「支払済一覧表」（以下「本件関連文書2」という。）を作成しているとのことであった。

(2) 当審査会において、本件関連文書1及び本件関連文書2を見分したところ、本件関連文書1は、振込元銀行名及び支店名、取引先事業社名、振込先銀行名及び支店名並びに振込金額等が記載された書面であり、本件関連文書2は、取引先事業者毎に、支払われた金額が時系列に整理されて記載された書面であった。

また、事務局職員をして本件指定管理者の取引銀行に確認させたところ、本件関連文書1は同銀行のシステムと連動して振込に関する情報が記載されるとのことであり、その情報から、銀行に振込を依頼した日時、金額及び振込先が確認できることから、本件指定管理者の委託料の支払い方法及びその管理に関して特段不自然なところはなく、本件文書1が存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

なお、同一異議申立人から、本件請求の後に、関連する公開請求がなされており、その際に、実施機関は本件関連文書1及び本件関連文書2を対象文書として特定し、部分公開している。

5 本件文書2の存否について

(1) 異議申立人は、〇〇株式会社が労働局から是正指導を受けた旨の情報を入手しているため、本件文書2が存在するはずであると主張し、実施機関は、大阪労働局からヒアリング（以下「本件ヒアリング」という。）を受けた事実は認めるものの、口頭によるものであったため文書は存在しないと主張している。

大阪労働局から本件指定管理者に対して、本件ヒアリングが行われたということに関しては、実施機関と異議申立人双方に争いはないことから、本件異議申立ての争点は、大阪労働局と本件指定管理者の間で文書によるやりとりがなされたか否かである。

(2) 実施機関をして、本件指定管理者に、本件ヒアリングの経緯について確認させたところ、以下のとおりであった。

大阪労働局から、本件指定管理者に調査したいので日程調整をしてほしい旨の依頼があり、平成21年2月9日午後1時から本件指定管理者、本件再委託先事業者及び〇〇株式会社それぞれの職員の立会いの下で、住吉スポーツセンターの会議室においてヒアリングが行われることとなった。

調査は2時間程度行われたが、口頭での事実確認が行われただけで、その後、大阪労働局から文書による指導等はなされず、また本件指定管理者から大阪労働局への文書の提出もなかった。

(3) 本件指定管理者から本件ヒアリングに関する報告書等の文書が提出されていないかについて、実施機関に確認したところ、口頭による応答がなされたのみで、文書による報告はなされていないとのことであった。

しかしながら、本件ヒアリング時のやりとりの記録を、本件指定管理者及び本件再委託先事業者が当時の記憶に基づき作成し、非公開情報を除いて、後日、異議申立人に情報提供したとのことであったため、当審査会において、当該記録を見分したところ、上記(2)の実施機関の主張と齟齬をきたす点は見受けられなかった。

なお、平成21年10月9日に開催された大阪市会文教経済委員会において、本件ヒアリングについての質疑が行われている。その質疑において、実施機関は、本件指定管理者によると、通報があったということで、大阪労働局からヒアリングを受けたが、是正指導等は受けておらず、このヒアリングの結果、大阪労働局から通報にあった違反事実はないと言われたとのことであるという旨の答弁を行っているが、その答弁の内容と本件における実施機関の主張に特に矛盾する点は見受けられなかった。

(4) また、当審査会が、事務局職員をして、大阪労働局に民間企業に対する是正指導についての見解を確認させたところ、関係者等から事実確認のためヒアリング調査を行ったとしても、違反事実が確認できないなど、文書による是正指導が行われない場合もあるとのことであった。

(5) 以上を踏まえると、実際に平成21年2月9日に本件ヒアリングが行われたものの、本件文書2について本件請求時には存在しなかったとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められず、また、実施機関の説明を覆すに足る特段の事情も存在しない。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 野呂充、委員 大野潤、委員 赤津加奈美